

特別の法人無料職業紹介事業届出

提出様式・・・

		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業届出書（様式第1号の2）〔第1面・第2面〕	1	2
②	特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号） ※複数事業所を同時申請する場合、事業所ごとに作成	1	2
③	特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕 ※職種・地域を定めて届け出る場合に限る 例 ・ 地域：国内、△△国 ・ 職種：□□□	1	2

添付書類・・・複数事業所を同時申請する場合、③～⑧は事業所ごとに用意してください

①	定款又は寄附行為 ※内容に変更がある場合には総会議事録も添付		2 (2)
②	登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ただし法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要	1	1
③	職業紹介責任者の住民票 ※本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの ※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの(全世帯分は不要)	1	1
④	職業紹介責任者の履歴書 ※「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載 (職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように詳細に記入 「例：求職活動、法人設立準備等」)	1	1
⑤	職業紹介責任者講習会の受講証明書(届出の受理日前5年以内の受講日のものに限る)		2
⑥	賃貸借契約書(転貸借契約の場合は「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」) ※自己所有の場合は、不動産登記簿謄本(ただし所在・家屋番号又は不動産番号がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要)	(1)	(1)
⑦	個人情報適正管理規程	1	1
⑧	業務の運営に関する規程 ※取扱職種・地域の限定等、その内容に応じて作成	1	1

確認書類・・・(申請時にご持参ください)

- ①事業所のレイアウト図
- ②通常総会の議事録
- ③役員名簿(組織図)
- ④組合員名簿
- ⑤公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告

◎上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合があります。

◎国外にわたる職業紹介を行う場合は、3ページ「国外にわたる職業紹介を行う場合」に記載の様式・書類も必要です。

提出先・・・事業主(本社所在地)を管轄する労働局

事業報告

職業紹介事業を行う事業主は、職業紹介事業を行う事業所ごとに毎年職業紹介事業報告書を厚生労働大臣あてに提出しなければなりません。なお、職業紹介事業の実績がなかった場合にも提出の義務があります。

提出様式・・・	提出部数	
	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業報告書（様式第8号の2） ※職業紹介事業を行う事業所ごとに作成	1	2

添付書類・・・不要

提出期限・・・毎年4月30日まで

提出先・・・事業主を管轄する労働局

事業所の新設（要事前相談）

提出様式・・・	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2
② 特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号）	1	2

添付書類・・・

① 職業紹介責任者の住民票の写し（ 本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの ） ※マイナンバー（個人番号）の記載のないもの（全世帯分は不要）	1	1
② 職業紹介責任者の履歴書 ※「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載 （職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように詳細に記入 「例：求職活動、法人設立準備等」）	1	1
③ 職業紹介責任者講習会の受講証明書		2
④ 賃貸借契約書（転貸借契約の場合は「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」） ※自己所有の場合は、不動産登記簿謄本（ただし所在・家屋番号又は不動産番号がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要）	(1)	(1)
⑤ 個人情報適正管理規程	1	1
⑥ 業務の運営に関する規程 ※取扱職種・地域の限定等、その内容に応じて作成	1	1

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

◎ 同一法人内の他の届出事業所で既に選任されている者を、異動により引き続き職業紹介責任者に選任する場合は①（氏名・住所に変更がない場合のみ）と②③は省略可能です。省略する場合は、変更届第2面⑭備考欄に変更後の職業紹介責任者が当該変更前に職業紹介責任者として選任されていた事業所の名称を記入してください。

確認書類・・・（申請時にご持参ください）

- ① 事業所のレイアウト図 2部
- ② 公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告

提出期限・・・新設日の翌日から10日以内
※ただし、新設する前に相談が必要です

提出先・・・事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

取扱職種、取扱地域等の変更

提出様式 . . .	提出部数	
	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

添付書類 . . . 不要

提出期限 . . . 変更日の翌日から10日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

国外にわたる職業紹介を行う場合（取次機関の追加・変更・削除を含む）

提出様式 . . .	提出部数	
	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2
② 取次機関に関する申告書（通達様式第10号） ※取次機関（業務提携先企業）を利用する場合に限る	1	2

添付書類 . . .

①	相手先国の関係法令（職業安定法や労働関係法等）とその日本語訳 ※相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみで可		2
	※法規制のない国の場合は、その旨を証明した法律専門家（弁護士）の証明書と その日本語訳	(1)	(1)
②	相手先国において、国内外にわたる職業紹介について、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（許可証・登録証等）とその日本語訳 ※相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみで可		2
③	取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書とその日本語訳（外国語で記載されている場合） ※取次機関及び事業者の業務分担がわかる部分のみで可		2

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

◎ 特定技能の在留資格に関して職業紹介を行う場合には、相手先国の法令において、送り出し手続きが定められている場合がありますので、事前に出入国在留管理庁ホームページにて最新の情報を十分確認してください。

提出期限 . . . 変更日の翌日から10日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

法人名称の変更

提出様式 . . .		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

添付書類 . . .		原本	コピー
①	定款又は寄附行為 ※変更後のものが作成されていない場合は、総会議事録を添付		2 (2)
②	登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ただし法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要	1	1

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

提出期限 . . . 変更日の翌日から30日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局

法人所在地の変更

提出様式 . . .		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

添付書類 . . .		原本	コピー
①	定款又は寄附行為 ※変更後のものが作成されていない場合は、総会議事録を添付 (同一区内での移転等、定款の内容に変更がない場合は不要)		2 (2)
②	登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ただし法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要	1	1

なお、事業所所在地(紹介事業を行う場所)も同時に変更した場合は、下記の添付書類も必要となります

③	賃貸借契約書（転賃借契約の場合は「原契約書」「転賃借契約書」「所有者の承諾書」） ※自己所有の場合は、不動産登記簿謄本(ただし所在・家屋番号又は不動産番号がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要)	(1)	2 (1)
---	---	-----	----------

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

確認書類 . . . (申請時にご持参ください)
①事業所所在地も変更した場合のみ、事業所のレイアウト図 2部

提出期限 . . . 変更日の翌日から30日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局

事業所名称の変更

提出様式 . . .	提出部数	
	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

添付書類 . . . 不要

なお、法人名称も同時に変更した場合は、下記の添付書類が必要となります

① 定款又は寄附行為 ※変更後のものが作成されていない場合は、株主総会議事録を添付		2 (2)
② 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ただし法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要	1	1

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

提出期限 . . . 変更日の翌日から10日以内(法人名称も同時に変更した場合は、変更日の翌日から30日以内)

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

事業所所在地の変更

提出様式 . . .	提出部数	
	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

添付書類 . . .

① 賃貸借契約書（転賃借契約の場合は「原契約書」「転賃借契約書」「所有者の承諾書」） ※自己所有の場合は、不動産登記簿謄本(ただし所在・家屋番号又は不動産番号がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要)	(1)	2 (1)
---	-----	----------

なお、法人所在地も同時に変更した場合は、下記の添付書類も必要となります

② 定款又は寄附行為 ※変更後のものが作成されていない場合は、株主総会議事録を添付 (同一区内での移転等、定款の内容に変更がない場合は不要)		2 (2)
③ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ただし法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要	1	1

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

確認書類 . . . (申請時にご持参ください)
① 事業所のレイアウト図 2部

提出期限 . . . 変更日の翌日から10日以内(法人所在地も同時に変更した場合は、変更日の翌日から30日以内)

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

代表者の変更

提出様式 . . .	提出部数	
	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書 (様式第6号) [第1面・第2面]	1	2

添付書類 . . .

① 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ただし法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要	1	1
--	---	---

確認書類 . . . (申請時にご持参ください)

① 役員名簿 2部

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合があります

提出期限 . . . 変更日の翌日から30日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局

役員の変更

役員の変更手続きは、下記の
 ○農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合については、理事・監事・経営管理委員
 ○商工会議所については、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事及び監事
 ○商工会については、会長、副会長、理事及び監事
 ○森林組合・事業協同組合・商工組合については、理事及び監事
 ○中小企業団体中央会については、会長、事理及び監事
 「非常勤」等を含む全ての方が対象となります。

提出様式 . . .	提出部数	
	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書 (様式第6号) [第1面・第2面]	1	2

添付書類 . . .

① 総会議事録 ※就任、退任の確認ができるもの		2
----------------------------	--	---

確認書類 . . . (申請時にご持参ください)

① 役員名簿 2部

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合があります

提出期限 . . . 変更日の翌日から30日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局

代表者・役員の名変更

役員の変更手続きは、下記の

- 農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合については、理事・監事・経営管理委員
- 商工会議所については、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事及び監事
- 商工会については、会長、副会長、理事及び監事
- 森林組合・事業協同組合・商工組合については、理事及び監事
- 中小企業団体中央会については、会長、事理及び監事

「非常勤」等を含む全ての方が対象となります。

提出様式 . . .

		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

添付書類 . . .

①	登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※代表者など、登記簿謄本に記載されている場合のみ必要 ※ただし法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要	1	1
---	--	---	---

確認書類 . . . (申請時にご持参ください)

- ①役員名簿 2部

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

提出期限 . . . 変更日の翌日から30日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局

代表者・役員の住所変更

役員の変更手続きは、下記の

- 農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合については、理事・監事・経営管理委員
- 商工会議所については、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事及び監事
- 商工会については、会長、副会長、理事及び監事
- 森林組合・事業協同組合・商工組合については、理事及び監事
- 中小企業団体中央会については、会長、事理及び監事

「非常勤」等を含む全ての方が対象となります。

提出様式 . . .

		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

添付書類 . . .

①	登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※代表者など、登記簿謄本に住所が記載されている場合のみ必要 ※ただし法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要	1	1
---	---	---	---

確認書類 . . . (申請時にご持参ください)

- ①役員名簿 2部

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

提出期限 . . . 変更日の翌日から10日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局

職業紹介責任者の変更

提出様式 . . .		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

添付書類 . . .

①	就任した方の住民票の写し(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの) ※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの(全世帯分は不要)	1	1
②	就任した方の履歴書 ※写真は不要 ※「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載 (職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように詳細に記入 「例: 求職活動、法人設立準備等」)	1	1
③	職業紹介責任者講習会の受講証明書		2

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

◎ 同一法人内の他の届出事業所で既に選任されている者を、異動により引き続き職業紹介責任者に選任する場合は①(氏名・住所に変更がない場合のみ)と②③は省略可能です。省略する場合は、変更届第2面⑭備考欄に変更後の職業紹介責任者が当該変更前に職業紹介責任者として選任されていた事業所の名称を記入してください。

提出期限 . . . 変更日の翌日から30日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

職業紹介責任者の氏名・住所変更

提出様式 . . .		提出部数	
		原本	コピー
①	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

添付書類 . . .

①	変更した方の住民票の写し ※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの(全世帯分は不要となります)	1	1
---	---	---	---

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

提出期限 . . . 変更日の翌日から30日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

求人者・求職者の範囲及び数の変更

提出様式 . . .	提出部数	
	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

添付書類 . . .

① 任意の書類(変更が確認できるもの)	1	1
---------------------	---	---

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

提出期限 . . . 変更日の翌日から10日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局

職業紹介事業の廃止（全事業所）

提出様式 . . .	提出部数	
	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書（様式第7号）	1	2

※廃止日までの事業報告書(様式第8号の2 原本1部、コピー2部)の提出をお願いします。

提出期限 . . . 廃止日の翌日から10日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局

事業所の廃止（一部の事業所のみ）

提出様式 . . .	提出部数	
	原本	コピー
① 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）〔第1面・第2面〕	1	2

※廃止日までの事業報告書(様式第8号の2 原本1部、コピー2部)の提出をお願いします。

提出期限 . . . 廃止日の翌日から10日以内

提出先 . . . 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局